

菰野町総合計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 長期的な展望のもと、目指すべき将来像やまちづくりの行動指針などを町民と共有するための基本的かつ総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、住民の意見や提案を反映させるため、菰野町総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新たな総合計画の策定に係る必要な調査及び審議に基づく意見具申及び助言に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内関係団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

- 2 前項において、任期途中で委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、専門的な領域の検討など、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画情報課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。